

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分

桜通線「丸の内」徒歩12分

名城線「市役所」徒歩12分

お車 名城公園正面駐車場 319台

当セミナーのお申込は
こちらからでも可能です→
(名北協会ホームページ)



●インターネット受講について

- ・令和7年10月7日(火)以降にご連絡するパスワードにてご視聴が可能です。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は10日間です。

申込要領

下記申込書を各労働基準協会へFAXいただくか、上記QRコードの名北協会ホームページよりメールのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名 称		所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
申 込 先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/ 小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白 区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/ 西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/ 田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/ 知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/ 高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/ 海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会		三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

令和7年度労働重要問題対応セミナー 申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会			※会員番号					
事業場名				TEL FAX	()		二		
所在地	〒			E-mail					
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受講区分	氏 名	所属部署・職名	受講区分			
			☐ 会場 ☐ インターネット			☐ 会場 ☐ インターネット			
			☐ 会場 ☐ インターネット			☐ 会場 ☐ インターネット			
受講案内送付先	受講者・担当者(部署名				様)	お支払予定日	月 日 頃		

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

令和7年度労働重要問題対応セミナー（インターネットによるオンデマンド視聴も可能です）

対策義務化

カスハラを含むハラスメント対応を 労務管理部門ナンバー1弁護士に聴く

令和7年6月4日労働施策総合推進法の改正により、セクハラ・パワハラに加え
カスタマーハラスメント（顧客等からの嫌がらせ）対策 も今後企業の義務となります



講師 石寄・山中総合法律事務所 所長
代表弁護士 石 寄 信 憲 氏

数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演・著書も多い“労働界ナンバー1弁護士”



日時：令和7年9月26日（金） 13:30 ～ 16:30

会場：名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

こ 案 内

顧客による著しい迷惑行為「カスタマーハラスメント(カスハラ)」対策を企業に義務付ける、改正労働施策総合推進法が、令和7年6月4日に参院本会議で可決、成立しました。今後令和8年中の施行が目指されますが、労働者をカスハラから守るため、企業には防止措置を講ずることが義務付けられます。

セクハラ、パワハラと同様に、労働法令上の罰則はありませんが、違反時には行政からの指導、勧告、企業名公表が行われます。また、労働者が精神障害等となり就業環境を害された場合、企業責任を問う訴訟ともなります。

今後企業には、1. 過剰な要求 2. 不当な言いがかり 3. 脅迫や暴言 4. 名誉毀損 5. 継続的なクレーム 6. 従業員を困らせるような言動 等のカスハラが疑われる行為から、労働者を守り、発生時には迅速に対応することが求められますが、相手側が企業外の者であり、通常のハラスメントとは異なった対応を行う必要があります。

なお、セクハラ、パワハラ等のハラスメントも依然数多く発生しており、労使間の深刻な紛争にも繋がり、企業にとっては最大の労働問題であり、今回の改正でもその他のハラスメントに関する対策強化も行われております。

そこで、平成29年以来10回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士(日経ビジネス2010)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、ハラスメントをめぐる最新情報と防止措置義務について総合的に考える、**労働重要問題対応セミナー**を開催します。

労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させ、労働者も豊かになれる労務管理の実施のため、ぜひとも多くの皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。



日 時 等

●日 時 令和7月9日26日(金) 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

●参加対象 経営者、人事・総務・安全衛生部門責任者・担当者等、
社会保険労務士等労働専門家の皆様

●参加方法 会場参加 または インターネット受講

●定 員 会場は 400名(全イス席です。定員になり次第締め切ります)

●会 費 労働基準協会会員企業 4,380円 ※いずれも資料代、
一 般(上記以外) 4,990円 消費税を含みます。

名古屋能楽堂



能・狂言の伝統の地で世界最大の能楽堂。今なお匂い香る総木曾檜作りの能舞台が有名

労働施策総合推進法等の改正概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- (1)カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
- (2)求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- (3)職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

施行期日は、公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日(1(3)等は公布日)、2の一部並びに3は令和8年4月1日と予定されています。



こんなに多い
ハラスメントトラブル
全て令和6年(度)全国

●精神障害労災支給
決定原因は**上司からの
パワハラ**が**ワースト1**
157件、全体の18%

●労働局の調停は**優越
的言動問題(パワハラ)**が
ワースト1 593件、全体
の82%

●労働局の個別労働関係
紛争あっせん申請
は**いじめ・嫌がらせ**が
12年連続**ワースト1**
800件、全体の22%

テーマ：職場のハラスメントに関する措置義務と企業実務対応

今日、最も注目されているハラスメントといえば、令和7年6月4日に成立した改正労働施策総合推進法で新たに規定されたカスタマーハラスメントであるといっても過言ではありません。

すでに、全国でセミナーや研修、そして雑誌の誌面において、厚生労働省のマニュアル、東ラメント防止条例、指針といったカスタマーハラスメントに関する説明があふれています。

この潮流に、当職は少し違和感をもっています。カスタマーハラスメントは、すでに法制化された4類型のハラスメント及び今国会で法制化された求職者等に対するセクシャルハラスメントとは、本質的な違いがあると思っています。

さらに、パワーハラスメントについては、弱腰となった監督者の業務指導に関する問題、セクシュアルハラスメントでは刑事事案の不同意わいせつ・性交の企業に与える甚大な経営リスクの問題、そして、ケア労働（育児・介護・家事労働）など企業が抱えるハラスメント問題は、即時の対応が企業に求められます。このような当職の認識に基づいて、6類型のハラスメントを論じてみたいと思います。



セミナープログラム

- 第1 カスタマーハラスメント等の最新情報
- 第2 職場のハラスメントに関する実態調査結果概要
(令和5年度厚生労働省委託事業)
- 第3 法制化されているハラスメント予防と実務対応
- 第4 法制化されているハラスメントに対する行政指導の状況
- 第5 今国会で法制化されたハラスメント予防と実務対応
- 第6 各ハラスメント防止規程例



石寄信憲(いしざき・のぶのり) 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。

1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。

2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経営法曹会議常任幹事を務める。

【主な著書】

ハラスメント防止の基本と実務、同一労働同一賃金の基本と実務、懲戒処分の基本と実務、改正労働基準法の基本と実務
過重労働防止の基本と実務、労働契約解消の法律実務〈第3版〉、割増賃金の基本と実務、就業規則の法律実務〈第4版〉
労働者派遣法の基本と実務、労働条件変更の基本と実務、配転・出向・降格の法律実務〈第2版〉、非正規社員の法律実務〈第3版〉、労働行政対応の法律実務〈第2版〉、懲戒権行使の法律実務〈第2版〉、健康管理の法律実務〈第3版〉、賃金規制・決定の法律実務、個別労働紛争解決の法律実務、労働時間規制の法律実務〈第2版〉、管理職活用の法律実務、実務の現場からみた労働行政、メーカーのための業務委託活用の法務ガイド〈第2版〉、(新訂版)人事労務の法律と実務、集团的労使関係の法律実務



働き方改革関連法対応セミナーより